

平成18年4月5日

産業廃棄物不法投棄について

岐阜市産業廃棄物不法投棄対策本部

1. 措置命令に係る弁明書の提出について

担当・問い合わせ先 環境事業部産業廃棄物特別対策室（内線6277）

市は、株式会社善商らに対して廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく措置命令を発するため、行政手続法に基づき、事前手続である弁明の機会を付与するため、本日4月5日を提出期限とする弁明通知書を3月22日に発送しました。

本日午後5時15分時点での弁明書の提出状況は次のとおりです。今後、弁明内容を検討し、措置命令を発出します。

1 通知の対象者

株式会社善商

同社の関係者 疋田優、爲重美紀、疋田優徳

ニッカン株式会社、同社の関係者 亀井義久、小川和久

2 1のうち弁明書の提出のあった者

株式会社善商の関係者 疋田優、爲重美紀